

第三部 国際法の適用・執行 国内平面での適用・執行

国際法と国内法との関係

問題の位置づけ

伝統的体系

問題の存在理由

国際法の適用・執行

議論の整理

前提 妥当根拠が問題

国内法優位一元論 ヘーゲル派

二元論 上への批判として誕生

意思主義・客観主義

具体的帰結

国際法優位一元論 ケルゼン

現実には二元論と同様の帰結になる

整理

最近の傾向 理論的議論の放棄

「調整理論」「等位理論」 山本派

批判

各国のシステム

イギリス型 慣習法 国内立法措置を経ずに裁判所で適用可能

条約 国内立法措置がなければ適用できない

フランス型 慣習法 国内立法措置を経ずに裁判所で適用可能

条約 国内立法措置なくとも適用できる しかも国内立法に優位

アメリカ型 条約と慣習法とに取り扱いの差なし といわれるが、実は……

日本型 条約と慣習法とに取り扱いの差なし

法律に優位、憲法に劣後

なぜこのような違いがでてくる？

議会の関与 民主主義

日本法における国際法

概説 憲法 98条2項

立法措置

国内法改廃

立法措置必要との判断

国連海洋法条約

女子差別撤廃条約 など

立法措置不要との判断

子どもの権利条約

立法必要と判断されながら立法されていない例 有事立法・緊急事態法制

行政機関による適用・執行（立法措置を除く）

裁判所による適用 私人に権利を与える条約の場合

適用されない場合

非嫡出子相続分事件 最高裁大法廷決定 1995

適用される場合

「間接適用」

東京高裁 1993年

浜松ブラジル人事件 静岡地裁浜松支部 1999年10月12日判決

直接適用

直接適用可能性が否定された例

西陣ネクタイ訴訟

はっきり議論しない裁判例

外国人登録の確認申請義務 大阪高判 1991

家永教科書裁判第3次訴訟 最高裁 1997

明確に肯定する例

京都指紋押捺拒否訴訟 大阪高判 1994

受刑者接見妨害国家賠償事件 徳島地判 1996

二風谷ダム訴訟 札幌地判 1997

問題点

まとめ